【意見4】

実施した監査手続に関する記録及び保管について

(事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」6指導監査の実施内容(5)指導監査の実施①においては、「指導監査の実施に当たっては、(中略)社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書(別記3)に記録する。」と規定されている。また、指導監査調書(別記3)は、法人監査及び施設監査についてひな形が策定されており、法人監査については、以下のとおり、左側に厚生労働省の「指導監査ガイドライン」に準拠した監査項目・チェックポイントごとに監査の着眼点・確認事項等の指針が記載され、右側に実際の指導監査でのヒアリング結果等をメモ書きするような形式となっている。つまり、県の「法人監査指導ガイドライン」と具体的な調査結果の記録としての監査調書が一体となった様式になっている。

指導監査調書サンプル

項目	監査事項 根 拠	チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類	12.0	書摘	ヒアリング結果
I 法人 運営			○ 法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程(以下「内部規程等」という。)に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。 ○ 指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。 ・ ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。 ・ 上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指摘によることができること。 ○ 内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。 ○ 指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。			
1 定款		〇 定款の必要的記載事項 (法第31条第1項)が事実 に反するものとなっていないか。	O 法人の定款については、平成 28 年改正法の施行に伴い、認可通知について、法人の自主性を			